



平成21年5月22日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ
代表取締役執行役員社長 古川 陽
(コード番号: 7745 東証第一部)
問合せ先 執行役員管理本部長 伊藤 貞雄
電話番号 048-593-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の当社第32回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行なうものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 実施期日

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)

以 上

定款変更の内容

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株式の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。 <u>ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 【削除】</p>
<p>(株券の種類) 第9条 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 【条文記載省略】</p>	<p>(株式取扱規程) 第9条 【従来どおり】</p>
<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第13条～第48条 （条文記載省略）</p>	<p>第11条～第46条 （現行どおり）</p>
<p>【新設】</p>	<p>附 則</p>
<p>【新設】</p>	<p>第1条 当社の株式喪失登録簿の作成および備え置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>
<p>【新設】</p>	<p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>